



保険料の該当月と支払い月期

【例1】 12ヶ月分を10期で支払うので、1期分は約1.2ヶ月分になります。
 (12ヶ月 ÷ 10期 = 1.2ヶ月)

6月の支払いだが、
4月分と5月分の一部の保険料。

7月の支払いだが、
5月分の一部と6月分の一部の保険料。

10月の支払いで、
4月～9月分まで 半年分の保険料が
完納。

多く寄せられる質問

10月に他の保険に加入した場合、
10月末までに支払う保険料(10月
期)は支払う必要があるか。

加入月(本件は9月までの分)と
支払い月期とは異なります。この例
では10月期は8月分の一部と9月
分の保険料になるため、お支払い
いただく必要があります。